

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	------------------	-----	-----

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額	15	円
	$(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個別帰属額基準額	16	
	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 (28の計)	3			法人税額基準額	17	
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{40}{100}$	4			当期税額控除可能額	18	
	住 民 税 額 控 除 の 計 算	5	外		調整前連結税額超過構成額	19	
	(別表一の二「5」+「7」)の うち帰せられる金額	5			法人税額の特別控除 額の個別帰属額	20	
	連結親法人が中小連結親法人以外 の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「22」)	6			連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	21	
	連結親法人が中小連結親法人の 場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「23」)	7			特定寄附金を支出した各連結法人 の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22	
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	23	
	控除対象個別帰属調整額等	9			総調整前連結税額基準額	24	
	住民税額控除額の計算 の基礎となる法人税額 $(8) - (9)$ (5) > (8) - (9)の場合は(5))	10			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	25	
	住民税額控除額 $(10) \times \frac{1.4}{100}$	11			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑮」)	26	
	差引税額控除基準額残額 $(4) - (11)$	12			法人税額の特別控除額の合計額 $(25) - (26)$	27	
	特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13					
税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14						

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
・ ・			28
・ ・			円
・ ・			
計			